

鹿児島県水土里情報システム運用管理要領

鹿児島県土地改良事業団体連合会

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (基本要件)	1
第4条 (著作権等)	1
第2章 利用	2
第5条 (利用)	2
第6条 (利用要件)	2
第3章 運用管理	2
第7条 (データ管理)	2
第8条 (システム管理)	2
第9条 (利用機関管理)	3
第10条 (セキュリティ対策)	3
第11条 (障害・事故対応)	3
第12条 (業務委託)	3
第13条 (研修等)	3
第4章 その他	3
第14条 (遵守)	3

鹿児島県水土里情報システム運用管理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県土地改良事業団体連合会（以下、「本会」という。）における鹿児島県水土里情報システムの運用管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下の各号の定めによるものとする。

- (1) 水土里情報データ（以下、「本データ」という。）とは、水土里情報利活用促進事業で整備された、オルソ画像・農地筆・耕区・地形図・数値地図の地図情報及び農地情報のデータをいう。鹿児島県水土里情報システム（以下、「本システム」という。）とは、本会から提供される本データ、ソフトウェア等で構成されるシステムをいう。
- (2) 利用機関とは、本システム及び本データを利用する市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、その他農業関係機関、鹿児島県土地改良事業団体連合会、鹿児島県および農林水産省で、鹿児島県水土里情報推進協議会に加入している団体をいう。

(基本要件)

第3条 本システム及び本データの運用管理にあたっては、機密性、完全性を確保するものとする。

(著作権等)

第4条 本システム及び本データの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、本会が有するものとする。

- 2 本システムに登録されているデータ及び本データの著作権および工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、本会が有するものとする。なお、印刷物、複製物および二次著作物等の要件その他取扱いについては、本会と協議の上決定するものとする。

第2章 利用

(利用)

第5条 本会は、この要領に基づき、運用管理利用基準を定め、本システム及び本データの安全かつ適正な運用管理を行うものとする。

- 2 本会は、前項の運用管理利用基準に基づき、利用機関が安全かつ適正に本システム及び本データを利用出来るようにするものとする。

(利用要件)

第6条 本データの利用要件を以下の規定に定めによるものとする。

- 2 本システム及び本データを営利目的には利用できない。また、本データを管理責任者が認めた申請内容以外の目的・使用形態に利用してはならない。使用目的・形態が変更になった場合は、その旨を必ず通知しなければならない。
- 3 本データは、申請のあった担当部署内のみにおいて使用することができる。
- 4 本システムに登録されているデータ及び本データに関し、複製行為、譲渡及び貸与・販売する行為、イントラネット、インターネット等を通じて、不特定多数または多数の公衆に送信する行為、販売を目的とする刊行物への掲載、二次的著作物の作成行為はできないものとする。
- 5 データ提供を「水土里ネット鹿児島」から受けている旨を印刷ページ内、運用システム内に表示する。

第3章 運用管理

(データ管理)

第7条 本会は、本データ管理を行うための基準等を定め、安全かつ適正に本データ管理を行うものとする。

- 2 本会は、前項の基準等に基づき、不正なデータ利用がないよう、安全かつ適正にデータ管理を行うものとする。

(システム管理)

第8条 本会は、本システム管理を行うための基準等を定め、安全かつ適正にシステム管理を行うものとする。

- 2 本会は、前項の基準等に基づき、安全かつ適正に本システム管理を行うものとする。

(利用機関管理)

第9条 本会は、利用機関管理を行うための基準等を定め、安全かつ適正に利用機関情報を管理するものとする。

2 本会は、前項の基準等に基づき、安全かつ適正に利用機関情報を管理するものとする。

(セキュリティ対策)

第10条 本会は、セキュリティを確保するために必要な対策を実施するものとする。

(障害・事故対応)

第11条 本会は、本システムの運用プログラムに関するバージョン管理を行い、障害・事故を未然に防止するものとする。また、障害・事故が発生した場合には、速やかに障害・事故の対策を実施するものとする。

2 本会は、前項に基づき、本システムの利用状況等の把握を行い、障害・事故を未然に防止するものとする。

(業務委託)

第12条 本会は、本システムの運用管理に関する業務を委託することができるものとする。

(研修等)

第13条 本会は、利用機関を対象として、本システム及び本データを安全かつ適正に利用するために必要な研修等を実施するものとする。

第4章 その他

(遵守)

第14条 本システム及び本データを運用する利用者は、この要領並びにこの要領に基づいて定められた基準等を遵守するとともに、日本国憲法、その他の国内法令を遵守するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月18日より施行する。